

津波被害による 損害賠償と裁判の行方



安部 光壹
Kouichi Abe

1. 平成28年10月26日仙台地裁判決

仙台地裁は、平成23年3月11日の東日本大震災の津波によって死亡した23名の石巻市大川小学校の児童に対する損害賠償金として、宮城県仙台市に対し、合計約14億円の支払いを命ずる判決をした。この判決は自然災害に対する裁判官の発想や弁護士の役割、そして紛争解決のあり方について考えさせられるものを持っている。

さて、それがどういうものなのか皆さんと一緒に考えていきたい。

2. 事件のあらすじ

平成23年3月11日午後2時46分、石巻市では最大震度6強、津波最大波8.6メートル以上という巨大地震が発生した。石巻市大川小学校は北上川河口から約4km離れており、津波避難場所に指定されていた。津波発生後、児童を迎えに来る保護者もいたが、大半はその校庭にとどまった。防災行政無線により宮城県沿岸に大津波警報が伝えられ、それが校庭でも聞こえたようである。ラジオでも宮城県沿岸に高さ6メートルの津波到達が予想されると報じられた。

この間、教員らは児童らとともに校庭にとどまっていた。その後、午後3時30分、ラジオが沿岸まで甚大な被害が出ていることを報じ、広報車が小学校の前を通り過ぎながら、沿岸の松林を津波が抜けてきたことを告げ、すぐに高台へ避難するよう拡声器で指示した。

その後、午後3時37分、児童ら及び教員らは北上川近くにある三角地帯と呼ばれる場所に向けて避難を始めたが、その際児童74名、教員ら10名が死亡・行方不明となり、そのうちの3名の児童の遺族が県と市に合計23億円の損害賠償を求めて提訴した。

3. 判決

仙台地裁は以上の事件について、引率した教員らは津波を見ることが出来たか（予見可能性）、結果を回避することはできたか（結果回避可能性）を争点とした。以下のような経緯で予見可能性や結果回避可能性があったと判断した。

(1) 教員らは地震直後、児童を校庭へ避難誘導して、地震がおさまった後保護者等が迎えに来た児童らを個別に下校させた。そして児童103名のうち下校を見合わせた74名とともに校庭での避難を継続していた。この間、教員らは小学校を避難場所として集まってきた地域住民の対応にあたり、地震と津波関連の情報を収集した。教員らは、午後3時30分までには、広報車が大川小前の県道を通過し、津波が北上川河口付近に位置する長面地区沿岸の松林を超えてきていること、及び高台への避難を呼び掛けているのを聞いていた。教員の一人は、「津波が来ますが山に逃げますか」と教頭に提案した。広報車の通過後、教頭は教員一人に校舎の二階へ避難が可能かどうか確認するよう指示し、この教員がこれを見回っている間にそれ以外の教員は大川小から西へ150メートルほど離れた比較的小高い交差点付近(三角地帯、標高約7メートル)へ児童を誘導した。しかし、大川小学校は午後3時37分頃津波の直撃に遭い、このとき校庭を出発した教員と児童らが津波にのまれた。ただ、学校の裏山に逃れた教員1名と児童4名は生き残った。

(2) 予見可能性について。

宮城県作成の津波浸水予測図では、大川小は浸水しない地域となっていて、避難所にも指定されていた。裁判所は、教員らが地震の揺れがおさまった後、児童らの下校を見合わせたのは下校途中や帰宅後の児童らの安全が十分に確保されていないとの判断に基づくもので不相当な判断とはいえないとした。

しかし、広報車による呼びかけを聞いた午後3時30分の段階では教員らは間もなく津波が大川小に来ることを予見しえた。ラジオの予報による津波高は6～10メートルと大きく、北上川河口から大川小までに津波を防げる高台などの障害物はなかった。大川小の標高も1～1.5メートルしかなく教員らはそのまま校庭にとどまっていた場合、児童の生命身体に具体的な危険が生じることを予見できた。教員らはその時点(午後3時過ぎ)の時点で児童らを可能な限り津波による被害を回避できる場所に避難させるべき注意義務を怠った。

(3) 結果回避可能性について。

裁判所はまず、教員らが移動先として目指した交差点付近は津波が到達すればさらに避難する場所がなく6～10メートルの津波が北上川などの堤防の高さを超えたことなどからすれば、避難場所としては不相当であったとした。

一方で、裏山は標高10メートル付近に達するまでに校庭からは百数十メートルの距離であり、原告らによる実験では徒歩で約2分程度、小走りで約1分程度で足りた。教員らはいたずらに全体の規律ある避難に拘泥すべき状況ではなかった。多少の混乱をいとわずに早期の避難を最優先すれば、児童らの津波による被災を免れることは可能であり、裏山は過去にシイタケ栽培の学習などで児童らも登っていた場所であり、避難場所として具体的な支障があったとは認められない。

(4) 以上のように判断して、仙台地裁は原告の主張を一部認容し、宮城県及び仙

台市に約14億円の支払いを命じた。なお両者ともに控訴している。

4. 感想

(1) まだ本件判決の原文を見ておらず、この文章は各新聞の要約によるものであることをお断りしておくが、この判決は過失、特に予見可能性の有無を細かく分析して認定している点に特長がある。裁判所は、午後2時46分に地震が発生し、午後2時52分と午後3時10分頃には大津波警報が発生しても大川小に津波が押し寄せることを予見することを期待しうる可能性はなかったが、広報車による呼びかけを聞いた午後3時30分の段階では大川小に大規模な津波が襲来することを予見しえたとしている。

しかし、私としては、いわば千年に一度の津波の襲来をこのように分ごとに考察することへの違和感を否定できない。このような判断は裁判所が最も得意とする「緻密な認定」であるが、一般の人にとっては分かったような分からないような認定である。むしろ、生きるか死ぬかの境目にあり、あまりの恐怖に誰の助言を、また何の情報を信頼していいのかわからない時に、小学校の教員らにきちんと具体的な予見可能性があったと認定することは酷な気がする。判決では予見内容として、大川小への津波の到来の可能性をあげているが、本来予見可能性とは漠然とした津波の到来ではなく、津波が石巻市沿岸からどのような高さで、どのような速さで、どのような経路を通ってきているのかを具体的に予測できることであると考えている。それも教員らが一つの意見としてまとまっていることが必要である。抽象的な予見可能性は津波が発生した3時頃からすでに生じているが、これを午後3時30分頃から具体的に予見出来る状況にあったというのはおかしい。午後3時では予見できなかったものが、30分程で変わるものでもあるまい。人も車も情報も全て遮断されたパニック状態であり、人は行き場所がなくなっている。教員らは児童を預かる職責があるとはいえ、警察官やレスキュー隊員の職責とは違うのではないだろうか。「緻密な認定」が逆に木を見て森を見ない判決になっているのではないかと思うのである。

(2) 結果回避義務については、まさに結果責任を課しているとしか言いようがない。あとになって裏山に避難することを最優先にしていれば、児童らの被災を免れたというのは酷な責任という気がする。

(3) 以前、平成18年8月頃、東京の隅田川でクレーンを運ぶ船がそのクレーンのアームの部分を下げずに曳航して送電線に接触しこれを切断したため、東京都139万戸が停電になり、そのためJR東日本などが長時間にわたって運転できなくなり損害賠償を求めた裁判があった。JR東日本はクレーン台船を曳航した船会社に対し、「送電線に注意」という看板があるにもかかわらず、漫然と曳航し送電線に触れたため被害が発生したとして運賃払戻や振替輸送使用代金等約224万円余りの損害賠償を提訴した。東京地裁は、送電線断線による停電により多くの市民

や公共に多大な損害が出たことには因果関係があるが、JR 東日本に 2 時間ほどの運行障害が発生し、そのため運賃払戻を当該鉄道会社が負わないといけないという特別な損害の発生まで船会社が予見しえたかという、そういうことにはならない、公共事業のシステム障害による復旧については、それなりに防御態勢が整っているところから、本件被害については様々な要因が重なったものであり、当該鉄道会社の損害に対して、船会社が責任を負うというためにはその特別な損害について予見可能性が認められる必要があるが、本件ではそのようなことはないという理由で原告の請求を棄却した（東京地裁平成 22 年 9 月 22 日判決）。本件でも、そのような考察が必要ではないかと思う。

（４）また、この点は誰しも思うとは思いが、74 人の犠牲者のうち 23 人の遺族だけが提訴し、認容判決を受けた。それでは提訴していないその他の児童の遺族はどうなるのであろうか。

この災害による損失は、全ての被害者にとって同じであろう。ところが、裁判においては提訴した者だけが金銭的満足を得る。裁判制度から当然のことではあるが、紛争の終わり方としては釈然としない。

提訴をしなかった遺族は、亡くなった教師の方に申し訳ないと感じたため提訴を控えた方もいたであろう。人も地域も、災害によって受けた被害は同じなのに、これを誰の責任かと追及することが全体としての災害への向き合い方として妥当だろうか。

未曾有の大被害の中で、弁護士達は自分達にとって何ができるのかを考えたことと思う。被害にあった家族をなぐさめたり、無くなった財産を探したり、壊れた冷蔵庫を修繕したりと、およそ弁護士業務とは関係のないことまで、何か役に立ちたいという一心で「弁護」に奔走したという若手弁護士の話聞いたことがある。つまり、弁護の原点はこういうように困っている人や社会の為に何か自分にできることはないかと探ることから始まるのである。

ところが、一部の被害者の代理人となって、同じ被害を被った市や県に対して提訴するということは、地域全体の痛みにしこりを残す結果となりはしないだろうか。

訴訟社会となり弁護士の役割が多様化していく中で、本件はあらためて弁護士の役割とは何なのかを問い直す題材ともなっている。

安部・有地法律事務所 所長



牟田 和男
Kazuo Muta

パラオ

南西太平洋に浮かぶパラオ共和国は、戦前、わが国の信託統治領だった。

そのパラオ諸島の南端ペリリュウ島は、太平洋戦争における有数の激戦地である。戦後70年の節目、平成27年4月、天皇皇后両陛下は慰霊のために同島を訪問された¹⁾。



パラオの海は 世界遺産



椰子の木揺れる パラダイス

ペリリュウ島

昭和19年当時、パラオ諸島には満州から陸軍第14師団が進出、ペリリュウ島には中川州男大佐が率いる第2連隊、約1万人が布陣していた。

米軍は本土空襲のために、7月にサイパン、8月にグアムと日本軍の制空拠点を攻略した。

ペリリュウ島の航空隊基地は南西太平洋最大級であることから、中川大佐は米軍の侵攻は必至と判断し、固い石灰岩からなる同島に地下壕を縦横に張り巡らせて要塞化した²⁾。

島民は積極的に工事に協力し、さらに戦闘への参加も志願した。しかし、同大佐は工事終了とともに全島民を離島させ、戦闘に巻き込むことを回避した。島民の避難船が出航する際、将兵全員が「帽振れ」で見送ったという。

9月15日、猛烈な空爆と艦砲射撃の後、米軍は精鋭・第1騎兵師団を先鋒に、4万余の兵力で同島南西部に上陸した。一刻でも米軍の本土空爆を阻止せんとする日本軍は地下壕に立て籠って持久戦に徹し、米軍は将兵の2割強が死傷する甚大な損害を出している。しかし多勢に無勢、11月24日、大本営に「サクラサクラ」と打電後、中川大佐は自決、組織的抵抗は終わった³⁾。